

2.2.増圧装置の設置場所及び維持管理用バルブの設置の解説

1)目的

近年、直結増圧装置(以下、「増圧装置」という)を設置する物件が増加している中で、建物や増圧装置の管理形態も多様化している。管理形態の多様化に伴い、建物管理人の不在や増圧装置の設置場所への施錠等を行う需要家が増加している。これらの需要家について、緊急時に水道事業者が増圧装置を扱うことができない為、増圧装置の警報ブザーの解除作業が行えないことや、建物内への濁水等の引込み、異物引込みによる増圧装置の故障などの事故が多発している。

今回、水道事業者の判断において維持管理の為に操作できるバルブを設置することで、緊急時、管理人不在や増圧装置設置場所への施錠がある時においても、増圧装置の警報の発生をなくし、これらの事故を未然に防止することを目的とする。

2)設置場所及び維持管理用バルブの設置基準

- (1)現在設置されている増圧装置の殆どはステンレス製のポンプカバーを装備した屋外設置型(以下、「増圧装置ユニット」という)であり、屋外に設置することで水道事業者も増圧装置の状態を容易に確認することができるようになる。
- (2)現在、増圧装置ユニットを屋内に設置する場合、階段下の機械室等に設置し、機械室を施錠する事例が多い。施錠された場合、管理形態の多様化で鍵の所有者を探し出すのが困難な上、鍵の所有者自体も管理する鍵が多すぎて把握できていない状況である。また、建物自体の売買により所有者や建物の管理委託先が変更され、鍵の所有者自体を把握することが困難である。
この状況の中で、緊急時に水道事業者が鍵の所有者を探し出すことが容易ではなく、機械室等を開錠することができない。その為、増圧装置の状態の確認や警報装置の解除を行うことが困難である。
これらの事故を未然に防止する為に、建物の設計段階で増圧装置ユニット設置場所への施錠の有無を確認し、施錠する恐れがある場合は、施錠しても開閉操作に支障がない場所に水道事業者が緊急時に確実に扱うことができる維持管理用バルブを設置することが必要である。
- (3)維持管理用バルブの配管上の設置位置について、増圧装置ユニットに誤警報を出させない為には、吸込側及び吐出側配管の各分岐部前後にバルブを設置し開閉する必要がある。この時、増圧装置ユニット内の吸込側及び吐出側にボールバルブが付いているが、緊急時に操作できない恐れがあるため、このバルブとは別に設置する必要がある。
- (4)維持管理用バルブについて、埋設での設置を基本とする。やむを得ず屋外露出部につける場合は悪戯防止の措置を講じること。